

○飯塚市学校評議員運営要綱

平成18年3月26日

飯塚市教育委員会告示第1号

(設置)

第1条 飯塚市立学校管理規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第20号)第18条の規定に基づき、飯塚市学校評議員(以下「評議員」という。)を置き、この告示は、評議員の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 評議員は、各学校において5人を超えることができない。

(評議員の任期等)

第3条 評議員の任期は1年とし、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、これにより難い場合は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

2 評議員は、再委嘱されることができる。

(所掌事務)

第4条 校長は、学校運営に関し、自己の権限と責任に属する事項のうち必要と認める事項について、評議員に意見を求める。

2 校長は、それぞれの評議員の意見を総合的に参酌しつつ、学校運営を行うものとする。

3 校長は、第1項の意見を求めるに当たっては、評議員に対し、学校の活動状況等について十分な説明を行わなければならない。

(守秘義務)

第5条 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(委嘱の手続)

第6条 評議員は、校長の推薦により飯塚市教育委員会が委嘱する。

2 校長は、教育に関する理解と識見を有し、校長の学校運営に関して情報提供し、及び助言ができる者を選考して推薦するものとする。

(運営)

第7条 評議員の運営は、校長の責任と権限において行うものとする。

(会議)

第8条 校長は、必要に応じて評議員の会議を招集し、評議員の意見を求めることができる。

2 会議の議事は、校長が主宰する。

3 校長は、必要があると認めるときは、職員その他関係者に対して資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、評議員の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。